長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金

申請受付要領

本要領・別紙Q&Aを熟読のうえ、ご申請ください。

【申請受付期間】

令和３年12月８日（水）から令和４年２月15日（火）まで

※２月15日（火）の消印有効

注意：受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。
なお、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

（提出先）〒３８０－８５１２　長野市大字鶴賀緑町１６１３番地

長野市役所　商工労働課　感染防止対策補助金担当

【申請書類の入手方法】

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

・長野市ホームページからダウンロード
（URL）https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/484694.html

・長野市役所（第二庁舎３階　商工労働課）での受取り

長野市　商工観光部　商工労働課

感染防止対策補助金担当
電話番号：026-224-8379
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

令和３年 12 月８日

Ⅰ　補助金の概要

１　趣旨

市内の店舗・事務所等では引き続き感染防止対策を講じながら営業する必要があることから、感染防止対策を講じている事業者に対し、長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付し、係る経費について補助するものです。

２　補助対象

以下の（１）・（２）の取組を行う店舗や事務所を市内に有している事業者の皆さんが対象となります。**※詳細は「Ⅱ　支給対象者」を必ずご確認ください。**

（１）要件を満たす店舗・事務所全てが対象となる取組

- 施設換気に対する取組
- 対人距離の確保に対する取組
- 非接触対応に対する取組

（２）「不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗」のみ対象となる取組

- 消毒・衛生管理に対する取組

３　補助額

補助金額：**上限 100,000 円**（うち※**消耗品については上限 20,000 円**）

補助率　：**４／５**（ただし、※**消耗品については１／２**）

補助金の支給は、一事業者につき１回限りです。

上限額は１店舗・１事務所あたりの額です。複数店舗で実施した場合は店舗（事務所）数×上限額となります。なお複数店舗・事務所の場合もまとめて１回で申請いただきます。

※消耗品とは「２　補助対象　(2)「不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗」のみ対象となる消毒・衛生管理に対する取組のために購入する消耗品のことです。

Ⅱ　支給対象者（必ずご確認ください）

１　対象要件

- 市内に店舗・事務所等が存在する中小企業者等であること。
- 不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗・事業所であること、または常時２名以上の従業員が勤務する事務所での感染予防対策であること。ただし、個人事業主

がその自宅を事務所とする場合の事務所を除きます。

- 顧客と従業員、顧客同士、従業員同士の感染予防対策を実施する店舗・事務所であること。
- 長野市税の滞納がないこと。
- 補助対象の経費について、他の補助金・支援金等（国・県・市または他の公的機関等）の交付を受けていない、また受ける予定がないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行う店舗・事務所等でないこと。
- 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員、又は長野市暴力団排除条例第６条第１項に規定する暴力団関係者等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団関係者等の反社会的勢力が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- 申請日現在で当該店舗、事務所等を営業しており（休業中は除く）、今後も事業を継続する意思があること。

２　補助対象事業

以下の（１）～（３）までの取組にかかる経費は支給要件を満たす店舗・事務所全て対象となります。

（１）施設換気に対する取組

- 換気扇や窓の増設、設置
- 空気清浄機、サーキュレーター、加湿器の購入など

〔空気清浄機については以下のスペック（厚生労働省推奨）が商品カタログ等で確認できるもの〕
①HEPA フィルター、ULPA フィルター、TPA フィルターであること
②風量の最大出力が毎分５㎥以上であること

※対象とならない取組

- 空間噴霧を行うもの（消毒液や除菌剤等の空間噴霧を行う装置　例：オゾン発生器）
- 空間除菌を行うもの（イオンや紫外線等の空気中のウイルス殺菌等を目的とした物品）
- 抗菌、抗ウイルスのみを目的としているもの（これらを目的とした壁紙、コーティング施工等）

（２）対人距離の確保に対する取組

- 飛沫防止パネル、パーテーション、間仕切り等の購入
- 間隔を開けるためのレイアウト変更

（３）非接触対応に対する取組

- 非接触アルコールディスペンサー、足踏み式消毒器、サーモカメラの購入、非接触体温計

〔購入（補助）限度個数について〕
各機器　入口１か所あたり１個が購入（補助）限度です。

・　自動水栓、自動便座、自動扉等の非接触機器、キャッシュレス決済機器の設置・導入経費等

以下の（４）の取組にかかる経費は「不特定多数の者に対して、物品の販売やサービスの提供を行う店舗・事業所」のみ対象となります。

（４）消毒・衛生管理に対する取組

・　消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋、除菌シート、空気清浄機の交換フィルター等の消耗品

※対象とならない消耗品

・　マスク

■タクシー事業者、代行事業者、移動販売業者に使用する「自動車（車両）」も「店舗」に準じて補助金の対象となります。補助上限額等が変わりますので、詳細については、Ⅳ　タクシー・代行・移動販売業者における取扱いを必ずご確認ください。

Ⅲ　申請手続き等

１　申請書類

別紙「長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金　申請書類　一覧」に記載の申請書類を提出してください。提出いただいた書類の返却は行いませんので、提出前に複写（コピー）した控えを必ず保管してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますので、予めご承知おきください。

２　申請書類の入手方法

- 長野市ホームページからダウンロード
  （URL）https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/484694.html
- 長野市役所商工労働課（第二庁舎３階　商工労働課）での受け取り
  ※8：30～17：15（土日祝除く）

３　交付申請の受付期間と提出方法

令和３年 12 月８日（水）から令和４年２月 15 日（火）まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ郵送してください。

なお、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。

令和４年２月 15 日（火）の消印有効です。

（宛先）〒３８０－８５１２
長野市大字鶴賀緑町１６１３番地
長野市役所　商工労働課　感染防止対策補助金担当

※切手を貼付の上、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。
※送料は申請者側でご負担をお願いします。

４　提出書類及び申請の流れ

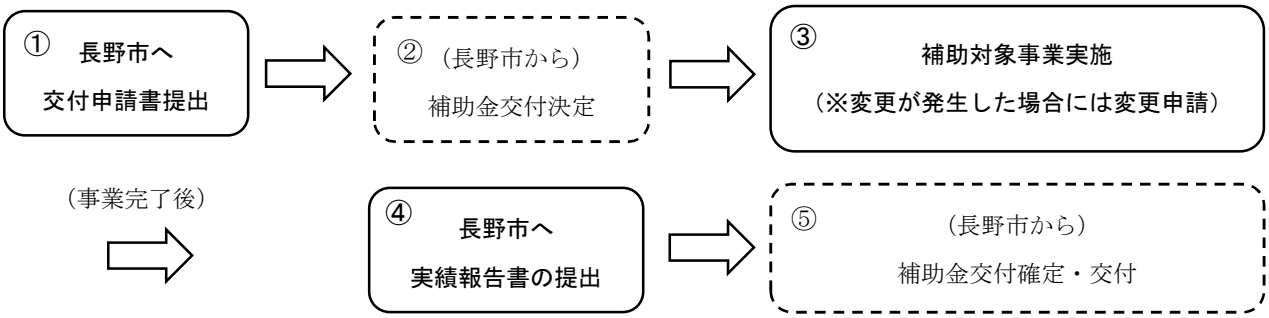

①　長野市へ交付申請書提出

交付申請の受付期間内に別紙「長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金　申請書類　一覧」の「交付申請時」に記載されている書類を作成し、必要書類とともに提出してください。申請書類をもとに審査を行い、補助対象事業者を決定します。

なお、審査の結果、不交付となる場合があります。

※市税の未納がないことについて

申請受理後、長野市税に未納がないことの確認を行います。未納があった場合には、長野市商工労働課から申請者へ連絡を行い、受付保留とします。保留の解除については個別にご相談ください。

②　長野市から補助金交付決定

申請者全員に対して郵送により審査結果を通知します。審査の結果、補助対象事業者となった申請者へは補助金の交付決定通知をお送りします。

③　補助対象事業実施

補助事業として認められた事業を実施してください。なお、補助金の交付決定後に補助事業を変更する場合は、軽微な変更を除き、変更交付申請書を提出し、事業の承認を得る必要があります。変更申請の様式については、個別にお送りしますので、補助金担当までご連絡ください。

なお、変更申請せずに事業に着手（実施）してしまった場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

※軽微な変更とは

「購入数量を申請時より少なくした」「店舗のレイアウトのみを変更した」等で、補助金額が交付決定額以下に減少した場合は軽微な変更に該当します。

「申請していない工事を実施する」「申請していない商品を購入する」場合などは、軽微な

変更に該当せず、変更交付申請書の提出が必要です。なお、補助金額が交付決定額を超える場合には、理由を問わず、軽微な変更に該当しないため、必ず変更交付申請書の提出が必要です。

④　長野市へ実績報告書の提出（事業完了後）

補助事業実施後、別紙「長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金　申請書類　一覧」の「実績報告時」に記載されている書類を作成し、必要書類とともに提出してください。

提出書類をもとに審査を行います。

【実績報告提出期限】

実績報告の提出期限は**令和４年３月 18 日（金）消印有効**です。

実績報告提出期限を超過した場合には、補助金の交付ができませんので、ご注意ください。

⑤　長野市から補助金交付確定

審査の結果、補助金額の確定を通知します。後日、ご提出いただいた「補助金交付申請書」に記載の口座へ振込を行いますので、ご確認ください。なお、口座振込不能などが発生し、お支払いできない場合には別途ご連絡いたします。

５　その他

- 申請書に記載する経費については、**税込**の金額で記載してください。
- 交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出していただきます。また交付決定を受けた後、実績報告時に対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を再度算出していただきます。
- 交付決定を受けた後、補助事業を変更する場合は事前に承認を得なければなりません（軽微な変更を除く）。なお、補助事業の中止・廃止についても同様に事前承認を得る必要があります。
- 補助金額の交付については、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金額を確定した後の清算払いになります。
- 補助金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、関係機関への確認及び調査等を実施します。その上で、不正等が発覚した場合は、長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金交付要綱の規定に基づき、補助金を交付せず又は交付した補助金の返還を命じ、警察等の関係機関に報告を行う場合があります。
- 上記の場合において、必要に応じて、当該事業者名、対象施設などの情報を公表します。
- 不正等の疑惑に関わらず、申請書類に記載された情報について、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施します。
- 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 本補助金の交付又は不交付の結果等に関する情報は、必要に応じて、国や長野県などの関係機関に提供します。

Ⅳ タクシー・代行・移動販売業者における取扱い

タクシー事業者、代行事業者、移動販売業者に使用する「自動車（車両）」も「店舗」に準じて補助金の対象となります。具体的には以下のとおりです。

１　対象要件

「Ⅱ　支給対象者　１　対象要件」に記載の要件に加え、以下に該当する事業（**当該事業の営業区域に長野市が含まれているものに限る**）に用いる自動車を使用している事業者の皆さんが対象となります。

（ア）　道路運送法第４条第１項の規定による許可を受けて行う同法第３条第１項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉自動車を使用して要介護者等を輸送する事業に限定して行うものを除く。）

（イ）　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第４条の規定による認定を受けて行う同法第２条第１項に規定する自動車運転代行業

（ウ）　食品衛生法第 55 条第１項の規定による許可を受けて行う飲食関連の移動販売に係る事業

２　補助対象事業

「Ⅱ　支給対象者　２　補助対象事業」に記載されている取組が対象となります。ただし、「自動車（車両）」に対して実施する補助対象事業である必要があります。

（例：車両内に飛沫防止パネルを設置する、車両に消毒液や除菌シートを備える　など）

３　補助額

補助金額：**上限 50,000 円（うち消耗品については上限 10,000 円）**

補助率　：**４／５（ただし、消耗品については１／２）**

補助金の支給は、一事業者につき１回限りです。

※補助上限額は、実施する車両の台数に関係なく、一事業者あたり５万円（うち消耗品１万円）です。

※上記補助金額上限については**「自動車（車両）」のみ実施した場合**に限ります。店舗や事務所と合わせて自動車も対象とする場合は、「Ⅰ　補助金額の概要　３　補助額」に記載のとおり、一事業者あたり、合わせて 10 万円が限度となります。

４　申請書類

本取扱いを利用して申請を行う場合は、別紙「長野市店舗・事務所等感染防止対策補助金　申請書類　一覧」に記載されている申請書類に**加えて**以下の書類を提出してください。

【交付申請書提出時】

①事業の許認可証

②車両内の写真（事業実施前）

【実績報告提出時】

①車両内の写真（事業実施後）

５　その他

- 本取扱いを利用する場合でも、申請の流れや提出期限は同じです。「Ⅲ　申請手続き等」をご確認ください。